

令和 6 年 4 月入札分の工事から、最低制限価格の算定式が変わります

「豊丘村建設工事最低制限価格制度実施要領」(令和 6 年 3 月 1 日一部改正)により、4 月 1 日以降に実施する入札から、最低制限価格の算定式が変わります。

(1)対象となる工事

予定価格 300 万円以上の建設工事が対象です。

それ以外の建設工事や随意契約によるもの、物品購入、建設コンサル等委託業務は除きます。

(2)算定方法

「豊丘村建設工事最低制限価格制度実施要領」第 4 条第 1 項に基づいた計算式で計算した場合の設定上限額が、「10 分の 9」から「10 分の 9.2」に、設定下限額が「10 分の 7」から「10 分の 7.5」に変更になり、第 2 項についても同様に変更となります。また、(4) 一般管理費に対する乗率が「10 分の 5.5」から「10 分の 6.8」に変更になります。そのため、これまでの計算より最低制限価格が引き上げになります。

第 4 条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1 円未満切り捨て。以下同じ。）の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 予算執行者が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で割合を乗じて得た額を最低制限価格に定めることができる。

直接工事費、共通仮設費等の経費の内訳が明確に算出される場合は、上記の計算式で算出します。

一方、土木の村単一括経費等で経費の内訳が算定されない場合は、これまでどおり一定の乗率を乗じて最低制限価格としますが、第 4 条第 2 項の上限及び下限の率が引き上げられたことに伴い、**乗率を引き上げます。**

入札・契約制度に係るお問い合わせがございましたら、下記までお願いいたします。

豊丘村役場 総務課 企画財政係

電話 0265-35-9050 / FAX 0265-35-9065

zaisei@vill.nagano-toyooka.lg.jp